

## UTokyo Account 規則

令和 6 年 3 月 21 日

役員会議決

東大規則第 94 号

[沿革](#)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）における情報システム利用のためのアカウントである UTokyo Account の管理及び運用に関し基本的な事項を定める。

(運用目的)

第 2 条 UTokyo Account の運用は、本学における情報システムの円滑な利用及び情報セキュリティの確保を実現することを目的として行う。

(総括責任者)

第 3 条 UTokyo Account に関する業務を総括させるため UTokyo Account 総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、東京大学における情報システムの運営に関する基本規則（平成 22 年 5 月 27 日東大規則第 6 号）第 3 条第 1 項に規定する最高情報責任者をもって充てる。

(利用者)

第 4 条 UTokyo Account を利用できる者は、東京大学情報倫理規則第 2 条第 6 号に規定する本学の構成員等とする。

(利用者の義務)

第 5 条 UTokyo Account の利用者は、次に掲げる義務を有する。

- (1) 提供された UTokyo Account 及び UTokyo Account を用いる情報システムの利用にあたり、東京大学情報倫理規則及び当該情報システムに係る規則その他の本学の規則等に従い適正に利用すること。
- (2) 提供された UTokyo Account を他人が利用することのないよう適正に管理すること。

(事務)

第 6 条 UTokyo Account の管理及び運用に関する事務は、本部情報戦略課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、UTokyo Account の管理及び運用に関し必要な事項は、情報システム戦略会議の議を経て総括責任者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

沿革

UTokyo Account 規則

体系情報

第6編 設備及び附属施設の管理・使用

沿革情報

◆ 令和06年03月21日 役員会議決